

意見書

平成24年7月6日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄
連絡先 経営戦略グループ
電話番号
電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備に係るガイドラインの策定等に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の策定について

接続に係る協議については事業者間での協議に委ねられているところ、現状弊社は、協議のプロセスや接続料の設定方法等に大きな問題はないと認識しております。

事業者間での考え方の相違は、各事業者の事業形態(中継事業者、端末系事業者等)により、当然発生し得るものであり、また交渉力の極めて強い指定事業者とそれ以外の事業者の間で、一定の差異を設けることについても合理性があると考えております。

そのようななか事業者間協議に関してガイドライン化されることは、中小規模の事業者にとっては、事業者間協議に係る業務の煩雑化や早期の合意形成の困難化に繋がるのではないかと懸念いたします。

本ガイドラインは、あくまで事業者間協議における参照として整理されるものであり、強制力はないとされているところではありますが、ガイドラインの存在自体によって事実上のルール化となりがねませんので、その点十分配慮頂くことを要望いたします。

2. 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の一部改定について

接続拒否事由が明確化されることによって、適正な事業者によるMVNOへの参入や事業展開を阻害し、モバイル市場の競争促進、活性化に支障が生じることも懸念されますので、極めて優位な立場にあり、強い市場支配力を有するMNOによる接続拒否事由の濫用がないよう、総務省殿にて継続的に監視・監督頂くことを要望いたします。

なお、悪質なMVNOが増加した場合、MVNO全体の信頼性やイメージが損なわれるおそれがあるため、悪質なMVNOの参入を抑止するといった観点から接続拒否の考え方を整理することは、必要な措置と考えます。

以上